

議案第 号

宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年(2017年)9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例
宝塚市立看護専門学校条例(平成6年条例第41号)の一部を次のように改正する。
第3条第2号中「150,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2号の規定は、平成31年4月1日以後に入学する者に係る入学金について適用し、同日前に入学する者に係る入学金については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立看護専門学校条例(平成6年条例第41号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学金 <u>150,000円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学金 <u>200,000円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

1 入学金見直し内容

平成31年4月入学予定者から、入学金を現行の15万円から5万円引上げ、20万円とする。

2 これまでの見直しの経過

- ア 平成7年4月開校時 10万円
- イ 平成20年4月入学者から 15万円（5万円引上げ）

3 見直しの理由

看護学校運営費における市負担の見直しのため、兵庫県内の看護専門学校の入学金との均衡も考慮して見直しを行うものである。

4 見直しの効果額

平成30年度歳入から250万円の増収見込み
 @5万円 × 50人（見込）=250万円/年

5 参考

ア 入学金決算額の推移

単位：人、千円

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
納入者数	50	46	58	59	53	50
決算額	7,500	6,900	8,700	8,850	7,950	7,500

イ 兵庫県内看護専門学校入学金の状況（平成29年4月現在・3年課程18校）

入学金	学校数	入学金	学校数
5,650円	1	200,000円	3
100,000円	1	250,000円	2
120,000円	1	300,000円	6
150,000円	1	350,000円	1
180,000円	2		

※ 全学校の平均額 221,425円

